

〈史料〉

新出の京都御倉町文書について

みくらちよう

京都御倉町は、現在中京区に属し、三条通に面し、烏丸通と室町通で東西に区切られた両側町である。祇園祭の際には、応仁の乱以前に楊雄山を出し、近世では神輿の轅町であつたように、由緒を誇る下京南良組の古町であつた。豪商千切屋惣左衛門が根拠としていた町でもある。

この町に町有文書があることは『明倫誌』や秋山國三『公同沿革史・上巻』に掲載された史料によって、早くから知られていた。しかし、町有文書自体の所在は長い間不明であつた。ようやく一九八八年七月に、菅原も加わっていた科学研究費の補助金を受けた研究グループ^③によって、御倉町の故木島正夫氏の自宅において、初めて確認されたのである。それは「御倉町」と墨書された長持（以下、町箱と呼ぶ）に入っていた（写真1、図1）。同文書群については、同じ科研グループを中心とした調査が同年一月から四回にわたって行われ、一九九〇年七月には町箱全点の目録が作成された^④。文書の員数は親番号で一六五だが、枝番や孫枝番を付した文書の総点数は二五〇〇点を下らないであろう^⑤。

ところがこの時調査された町箱の文書の中には、前記の戦前から知られていた文書、すなわち、①慶長一九年（一六一四）一〇月の夜番人請け証文^⑥、②丑（慶安二年（一六四九）二月九日付の覚（大野宗室捕縛につき触書請け証文）、③明暦二年（一六五六）七月の「書物」（四人組につき請け証文）、④文政二年（一八一九）四月の町年寄交代につき断り書に該当する文書は確認されなかった。依然として御倉町文書の別のものがどこかに存在するのか、あるいはすでに失われたか、と思われた。

その後、一九九九年八月になって、故正夫氏の遺品を整理していたご子息の温夫氏からの連絡によって、菅原らが御倉町に赴いたところ、木箱に入っ

た卷子が確認された^⑦。その卷子には一〇点の文書が継ぎ合わされ軸装されていた。そのなかに一九八八〜一九九〇年の調査では確認できなかった①②の文書があつたのである。この卷子文書にはそのほかに、今回紹介する近世初期の町の文書が含まれていた。その年代は近世初期、天正から慶安年間のものである。

この卷子を収納していた桐箱には写真2のように上蓋上部から中央にかけて「三条室町御倉町文書」と墨書されており、その下部および、桐箱の本体下部にラベルが貼付してある。その上蓋下部のラベルの記載を摘記すると下記の通りである。（図2および写真2・3参照）

中京区明倫学区

出品物番号	式六
品名	古文書
点数又ハ数量	壺 卷
出品者氏名	木島嘉一郎

このラベルによれば、この古文書の卷子は何らかの展示会の時に出品されたものと推測される。

これに符合すると思われるのが、『京都市公同組合記念展覧会目録』（一九三六年）の次の項目である。

「 古文書 三條室町御倉町文書天正十九年地所賣渡証文等天 正二十年慶長十三、十五、十九、二十年、慶安四年」

この目録の記載は、卷子文書の年代や、またラベルの記載ともほとんど完全に一致している。卷子文書が、一九三六年（昭和一一）の京都市公同組

菅原憲二

写真1



図1：町箱の採寸とスケッチ

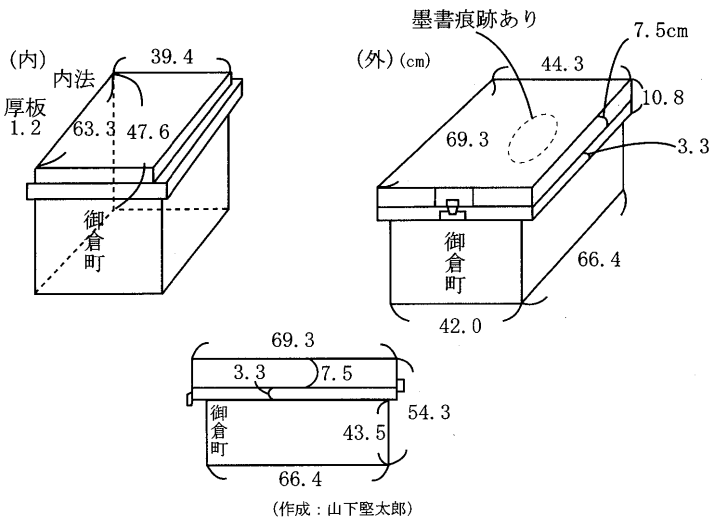


図2：桐箱の採寸とスケッチ

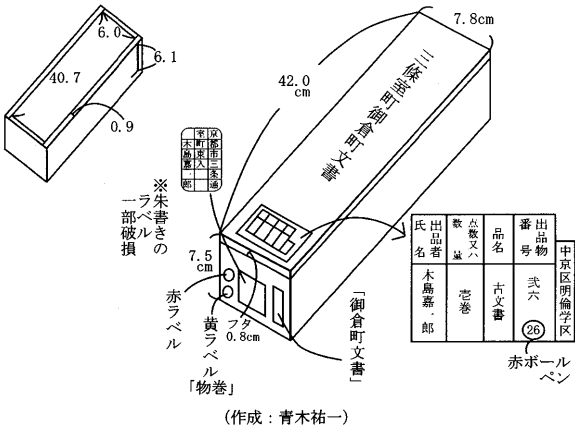


写真 2

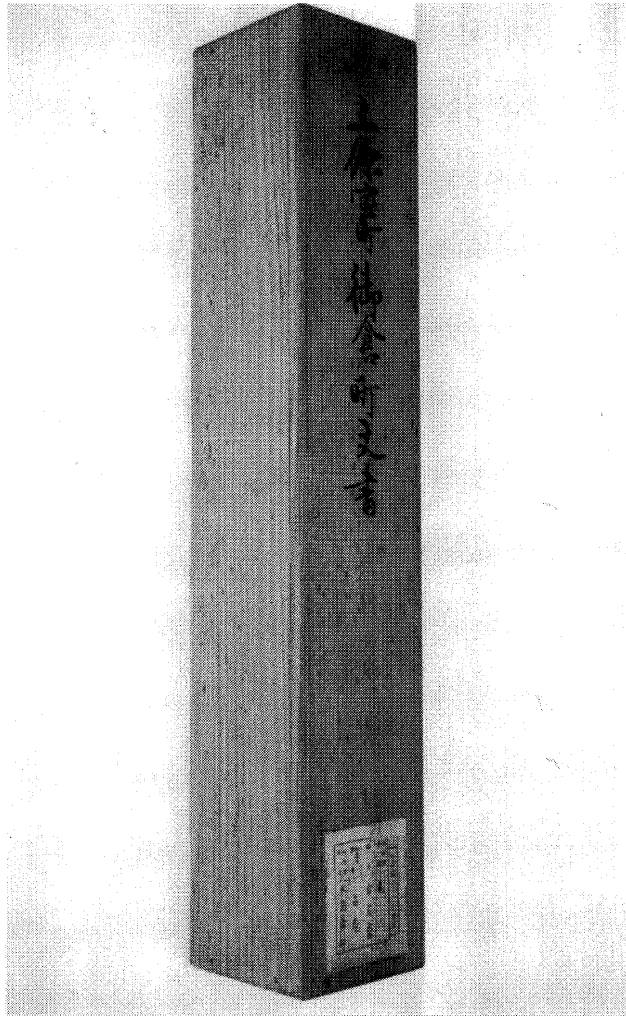
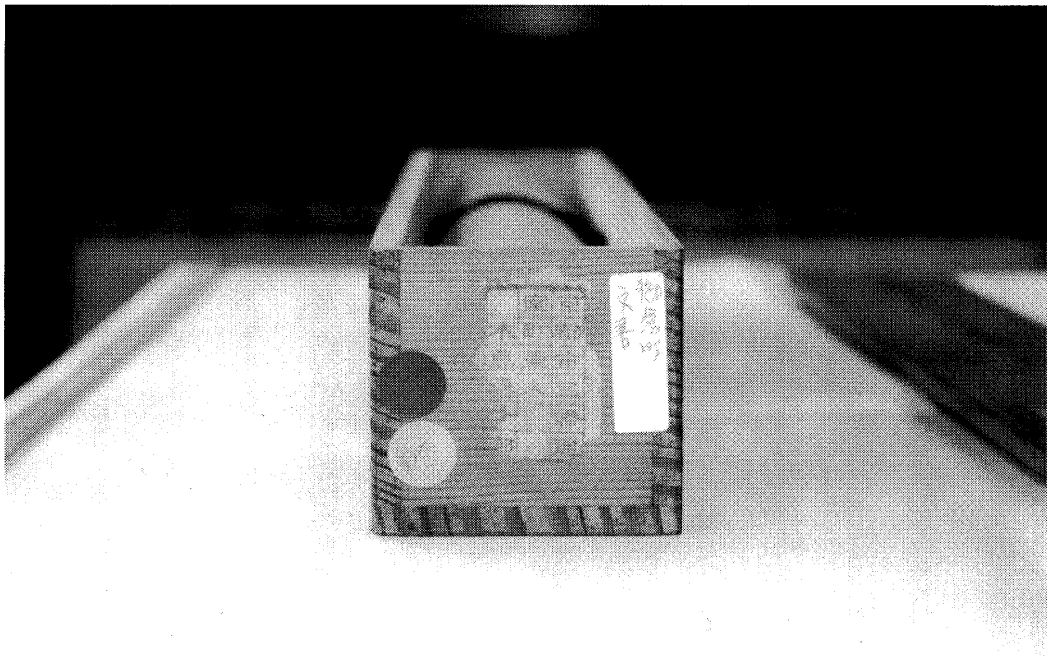


写真 3



合記念展覧会に出品されたものであることは間違いないであろう。^①ただし、これらの文書が展覧会出品以前から卷子として仕立てられていたのか、あるいは出品用に卷子に仕立てられたものかは、現段階では判断できない。

一九八八～一九九〇年に調査された町箱には近世初期の文書がほとんどなかったのであるから、この卷子文書の発見は極めて貴重なものである。また内容的にも今まで知られていなかった近世初期の御倉町の様相を知ることができ、興味深いものである。

御倉町文書は全体的内容を十分に検討する必要があるが、都市史研究の盛んな状況に鑑み、また近世初期の京都の由緒ある町の文書という点を考慮すると、少しでも早い史料公開が必要と判断した。本研究の紙面を借り、全一〇点の史料本文の紹介と簡単な解説を掲載するゆえんである。

まず、全一〇通の文書のうち一・二・一〇（後掲の史料番号）を除く七点が、その宛所を御倉（蔵）町（中）または町の年寄衆中としている。四・九には宛所がないが、内容的には同じと判断できる。これらの文書が、御倉町の町有文書としてまとまって伝存してきたことを改めて確認できる。

一・二・四からは、近世初期に松木姓を名乗る有力町人（グループ）がいたと推測される。松木藤左衛門尉は天正一八年（一五九〇）に市原浄安の死に際し、その後家に葬式料を貸し付ける。翌年その代金を返却出来なかった後家から故浄安の家屋敷を買得するが、同姓の太郎左衛門尉の家屋敷と交換するのである。家屋敷の代価が借用した四貫文であったとするには、三条通りという繁華な通りに面していたのであるから、同じ頃の冷泉町の場合と比べてあまりに低いので、その貸し付け銭高が買得価格とは思えない。ともかく市原という町人が御倉町で没落し、松木という姓を持つ町人がこの屋敷を購入し、しかも何らかの事情で同族間での屋敷交換を行ったのである。この松木氏は四によると、自分の娘を当時の権力者の存在した大坂城内の誰かに嫁がせていたと思われ、豊臣氏側との強い縁故関係を有していたと想像される。そのため関ヶ原戦争頃（一四四年以前）に、急遽娘と縁を切っている。それでも大坂夏の陣の時、改めて大坂籠城側の縁者として詮索を受け、町中に

母（藤左衛門尉の配偶者か）らが請け証文を提出したのである。これらのわずかな史料から近世初期に松木氏という有力町人（グループ）がいたと推測されるのであるが、この松木氏については、現段階ではこれ以上明らかに出来ない。その松木氏も、近世後期にはその姓を確認できないので、後には退転していく初期の有力町人であった可能性が高い。

また、三は間口二間余りの家屋敷を町に売却したものであるが、このときの代銀三貫目は一・二の家屋敷が同じ間口だとした場合、かなりの価格上昇と思われ、吉田伸之が指摘したこの慶長期後半以降の地価急騰を反映しているであろう。^②

五は御倉町に借屋として居住したものについての請け証文であるが、町掟にしばしば見られる身元保証を町に対して行っている、極めて早い時期の史料である。後の借屋請け証文と比べて極めて簡略である。

六は、秋山國三が紹介している夜番人の請け証文であるが、これまた極めて早い時期の町の番人の請け証文である点が注目できる。後には町の夜の警備は非人集団から派遣される人々によって担われているが、この段階ではどうであったのか。この番人善右衛門の出自は不明であるが、請人が京都外存在である点に留意しておきたい。

七・八は徳川幕府による豊臣残党狩りが、牢人問題と連動して行われ、京中を震駭させた触書の請け証文である。京都所司代板倉重宗の触書は、町中（寺中）が個々の町人から誓紙を徴収する規制力を生んだ。七と八の請け証文は筆跡が異なる。妙貞、わかさや了玄は家主としてそれぞれの「下々迄」（家族、奉公人、借家人など）を詮索した上、触書を筆写してその実施結果を町に対して報告したのである。おそらく、町中の家持全てが借家などの住民検査を迫られ、誓約の文面を強制されたのであろう。

九・一〇は有名な慶安事件に際してお尋ね者（金井半兵衛ほか）の詮索に関するものである。このときにも町中の借屋にいたるまで調査が行われたと記している。了知以下三人はどのような関係があつて連署捺印しているのか不明だが、町に対して誓紙を上げている。文書の袖と継目にある分銅型の印は、誰のものかは現段階では不明である。七・八にせよ九にせよ、四に見た

ように、この町に豊臣氏に縁故のあった町人がいたから実施されたものではないであろう。

ところで、九の請け証文は一〇の八月九日付けの触書を請けたものである。同じ触書は『京都町触集成』では中井家文書を典拠としているが、発給関係が明確でない。この御倉町文書ではそれを、大坂町奉行二名発給の触状の写しとしているのである。もし一〇が御倉町に実際に廻ってきたものであるとすると、京都所司代は、大坂町奉行の触書を承けて京都市中へ触を出し、町中の詮索を行ったことになるが、このような触の伝達過程がありえたのであるか。慶安事件という幕府を震撼させた重要事件の後の対策を指示するに際して、西国一帯の監視役を担っていた京都所司代が、大坂町奉行の触書を利用する形で京都へ触書を出すものであろうか。検討してみたい課題である。

最後に、何故、木島家に御倉町文書が伝来したのか、またこれらの文書を卷子に仕立てのは誰であるのか、若干の検討を加えておきたい。

卷子の文書は時間系列を追って並べられ、内容的にも町の機能の変化を捉えて極めて整然としている。たまたまこれらの文書だけがあったのではなく、おそらく選択され、軸装されたものであろう。内容をよく理解している人間が関わった可能性はある。

これらのことを検討するには、木島家の御倉町への登場を明らかにしておく必要がある。以下、木島家の系譜を簡単に記しておく。

木島家は「系譜」等によると、近世初期、太秦木島神社の社司の娘と某公卿の落胤という明本^①信女を始祖とする伝承を持つ。しかしその後空白があり、安永六年（一七七七）以前には「川原町」に住んでいたとする木島周意を第一世代としている。その長子元常（宝暦一〇〇〇天保一二）は、「二条通柳馬場東入る」に住んだ御所の画師と言われる。元常の長子周吉（初代、文化八〇安政三）は有職物商で「有職舎」を営んでいて絵の妙手と伝える。周吉次男佐吉が二代周吉（天保四〇明治二五）となり、家職を相続する。佐吉は伯母龍に養育され、彼女に連れられて御倉町に来たようである。

この佐吉については三井文庫に關係史料があり、彼は弘化二年（一八四五）

に冷泉町の三井京本店に住み込みを開始した。彼は一八才の時元服して嘉七と名乗り、一九才の時家督を相続するため嘉永四年（一八五二）に三井家に暇を許される。

弘化三年の奉公人請状によれば、親周吉はすでに「三條烏丸西へ入ル町」に住んでいる。これは同年九月の「宗門人別改帳」^②の以下の記載によって裏付けられる。

一代々 禅宗 洛東南禅寺中 町中借屋
生国山城 正周庵旦那 木嶋屋周吉 ③
午三十五才

以下、母きさ、悴龍次郎、姉りうおよび下女一人が記されている。

これらによれば、おそらく天保年間（一八三〇〇四四）、遅くとも弘化初年に、木島家は初代周吉の時には御倉町に住んでいたものと思われる。その居住地は今に至るまで変わらないと言われている。その屋敷は後に嘉一郎の時に買得されているが、当初は「町中借屋」であった。この町中借屋については、「会所」である可能性がある。年次未詳の「三條室町四辻之図」^④によれば、現在の木島家の位置には「御倉町会所」と記されている。なお詳しい事実確認が必要であるが、木島周吉一家が御倉町の会所を「借屋」として「有職舎」を営業したのではないかと思われる。通常、町の公的文書は町箱に入られ、会所に保管されている。御倉町の町有文書が、木島家に伝来したことは、このような事情が関係しているのではないかと推測する。

つぎに、卷子文書の選定と編集に関わったのが誰であったのか、検討しておきたい。もう一度木島家の系譜に触れておく必要がある。

二代目周吉の長男が木島嘉一郎（一八七四（明治七）〇一九四四（昭和一九））で、卷子の入った桐箱に貼付してあったラベルや、展覧会目録に名のあった人物である。彼は友禅染にも堪能であったといい、千惣（千切屋惣左衛門）の信任も厚く、千惣の貿易部門であった西村貿易の社長を務めていた。嘉一郎の弟文次郎（一八七七〇一九三八）は「桜谷」と号し、文展や帝展の審査員も務めた絵の名手であった。桜谷の絵を岡墨光堂が表装して、何

かの展示会に出品したことも伝えられている。嘉一郎の長男は京都大学名誉教授（薬学部）で、晩年北海道薬科大学学長でもあった木島正夫（一九一三～一九九六）であり、本草学の権威であった。正夫氏の妻多美子は西隣、三条衣棚町出身の秋山國三の妹に当たるとする。

この縁戚関係や、『公同沿革史上巻』で①③④を使用していることから、卷子文書の選定に一九三三年（昭和八）に京都帝国大学文学部国史学科を卒業した秋山國三が関わっていた可能性が考えられる。しかしもう一人可能性のある人物がいる。嘉一郎の姉ふみの次男門田誠三は父没後に母に連れられて御倉町の木島家に長く住んでいた。彼はのちに木島文次郎の養嗣子となる。彼は秋山國三より早く京都帝国大学文学部史学科を一九二七年に卒業している。さらに和歌山県の師範学校教諭や同志社大学予科講師を歴任した後、京都帝国大学大学院に入学している学究であった。嘉一郎自身も古物に関心が強かった言われているが、歴史に造詣の深かった誠三にも御倉町の町有文書が目にとまっていた可能性が²⁹ある。おそらく秋山國三より早かったのではない。

これ以上推測を重ねるのは危険であるが、卷子文書の選定に一九三〇年代に木島家の内外にいた、若い歴史研究者が関わっていた可能性は高いであろう。そして軸装には千惣との関係から、表具師として名高い岡墨光堂の可能性も否定できないのである。

以上、簡単ではあるが、新出の三条御倉町文書についての解説を終えたい。

注

- (1) 京都市明倫尋常小学校、一九三九年刊。
- (2) 元京都市公同組合聯合會、一九四四年刊。のち『近世京都町組発達史』（法政大学出版局、一九八〇年）として再版。
- (3) 一九八七～一九八八年度科学研究費補助金総合研究A「近世京都町共同体史料の総合的研究」。代表者吉田伸之。メンバーは朝尾直弘、伊藤毅、小川保、賀川隆行、久留島典子、久留島浩、菅原憲二、玉井哲雄、鶴岡実枝子、西坂靖そ

れに杉森哲也である。以下科研グループと略記する。

- (4) 調査に参加したのは、前記吉田、伊藤、小川、久留島浩、菅原、杉森、西坂の外に、菅田伸一、石原玲子、今井真一、岩淵令治、宇佐美英機、神田由築、佐藤健、志村洋、杉本史子、鈴木泰斗、畑中佳子、原直史である。

- (5) この点数は、たとえば手継された触状の一括を一点とせず、その触状の通数を数えている。

- (6) 『明倫誌』二二二頁。秋山『近世京都町組発達史』一八八～一八九頁。

- (7) 『明倫誌』では慶長六年（一六〇一）としているが、これは誤った年代比定である（二〇三～二〇四頁）。

- (8) 秋山前掲書、一四七頁。

- (9) 同前、一二三頁。

- (10) 一九九九年八月の調査に参加したのは菅原の外に青木祐一（社会文化科学研究科院生）、横山陽子（文学研究科院生）である。同年十一月の調査には前記三名に加えて山下堅太郎（社会文化科学研究科院生）も参加した。

- (11) 生前の木島正夫氏からの聞き取りでは、展覧会に出品したそのような文書の内容は知らないとのことであった。この展覧会の具体的な様相については現段階では不明である。

- (12) 付記に記した事情のように、御倉町文書の全容の解明が先決である。

- (13) 吉田「近世前期の町と町人」、五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民』山川出版社、一九九三年。後吉田『近世都市社会の身分構造』（東京大学出版会、一九九八年）所収。

- (14) 拙稿「近世京都の町と用人」、高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ人』（東京大学出版会、一九九〇年）、所収。

- (15) 『京都町触集成』別巻二（岩波書店、一九八九年）、三七七号。

- (16) 『京都町触集成』別巻二、三八一頁。この文面は一〇のうち、「摂州河州」から三行を削除している。

- (17) 木島家の系譜は、木島嘉一郎が作成した「第一稿」をもとに故正夫氏が清書と増補を企図して、業半ばにして未完のままのものである。今回温夫氏のご厚意で閲覧し、コピーを頂いた。

- (18) 科研グループによって作成された目録番号は25。
 (19) 『日本都市史入門Ⅰ町』一七六頁(東京大学出版会、一九八九年)。
 (20) 一九八八年七月一七日に初めて町箱を前にした私たち科研グループに、故正夫氏は次のように語っていた。この町箱は蔵ではなく、昔画家の叔父が使っていた二階の部屋に置かれていたもので、中を見たのは今回が初めて、と。画家の叔父とは文次郎こと木島桜谷であり、誠三は桜谷の養子である。

(付記)

卷子文書閲覧後一年経った頃、再び木島温夫氏から新出文書のご連絡を頂いた。近世初期から後期にかけての旧町有文書と思われるものを初め、御倉町文書以外の近世以降の、一部木島家の先祖によって蒐集されたものかと思われる多くの文書を確認した。これらについては二〇〇〇年七月以降、千葉大学の院生・学生諸氏と共に調査中であり、いずれ調査結果を公にしたい。

なお、本稿執筆にあたり、木島温夫氏からは史料閲覧、撮影、調査などで大変お世話になった。また故正夫氏の作成された「木島家系譜稿」の利用などでご厚意に預かった。このほか科研グループによる故木島正夫氏からの聞き取りや資料も利用させていただいた。特に、活字化されている御倉町文書についての記述は杉森哲也氏が作成したもの、二代目周吉の三井家出勤については西坂靖氏の作成した資料を利用させていただいた。記して感謝する。

写真 4

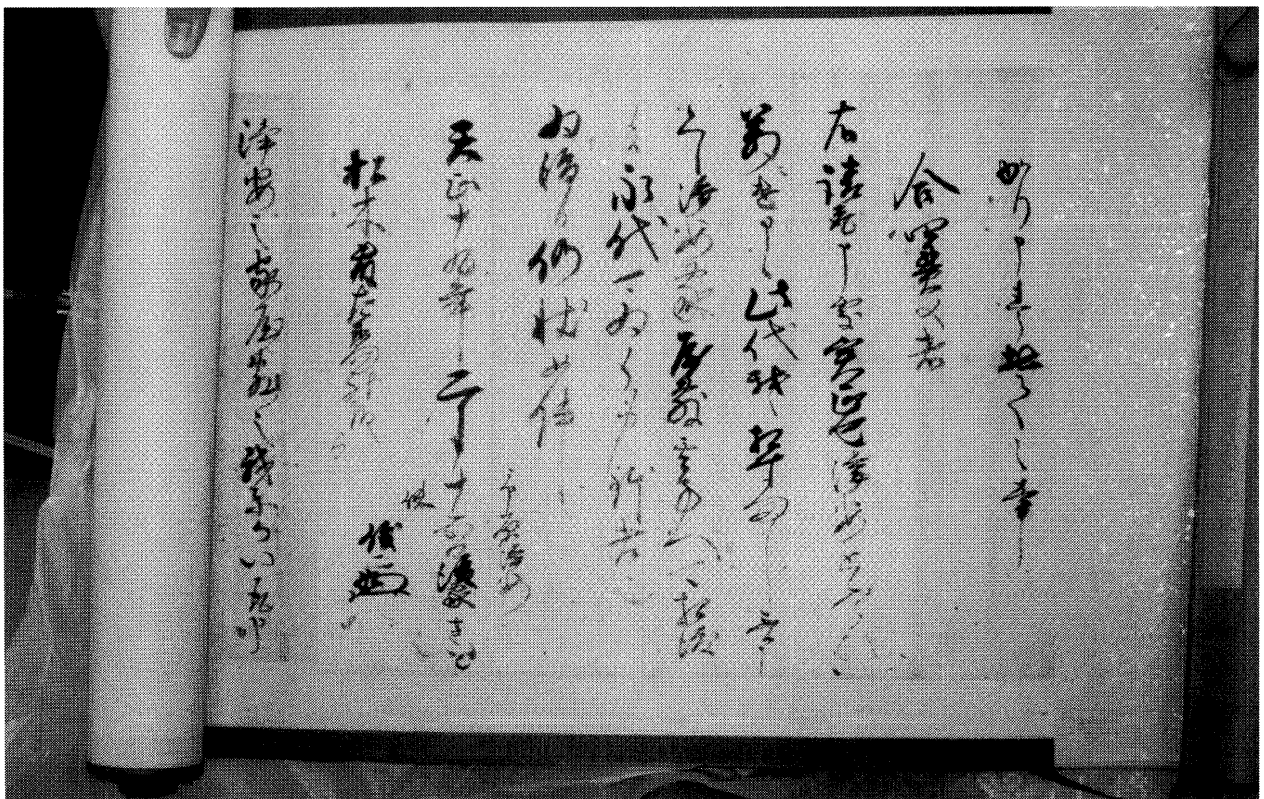


写真5

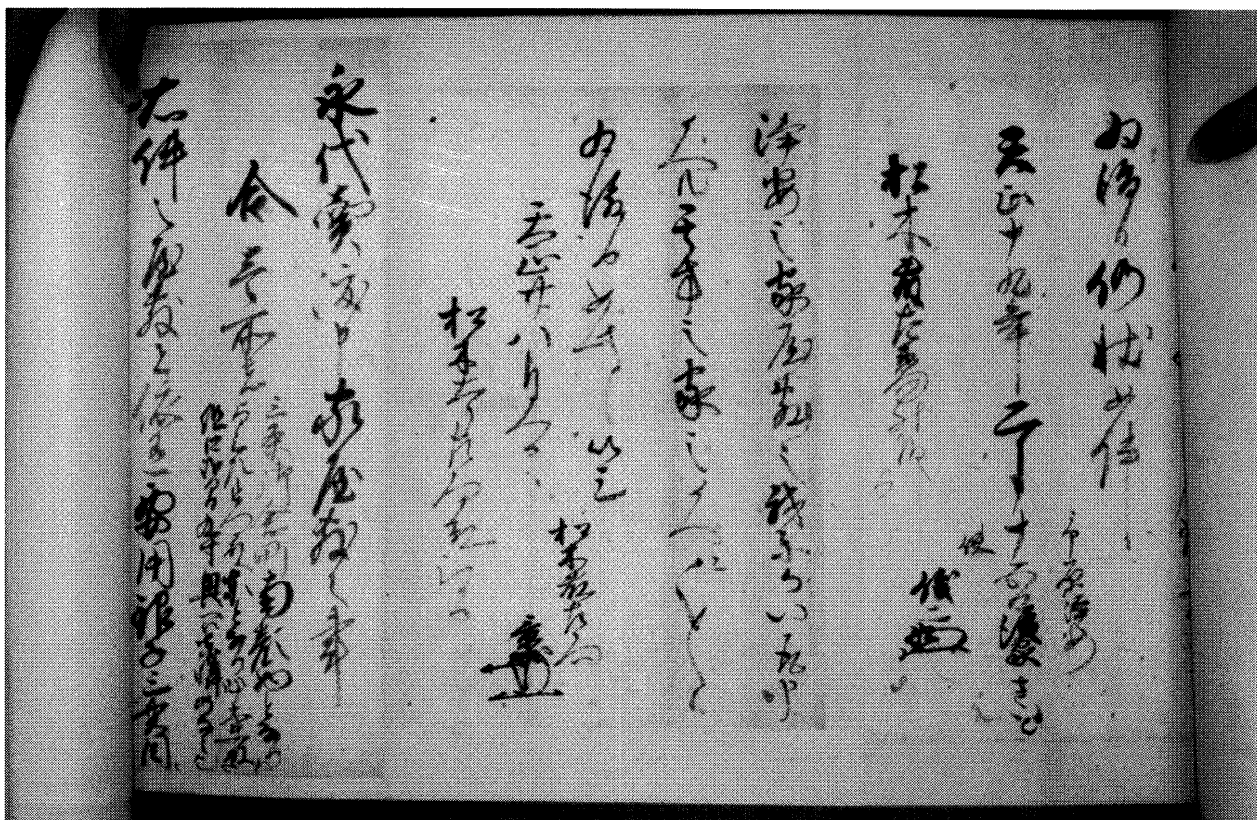


写真6

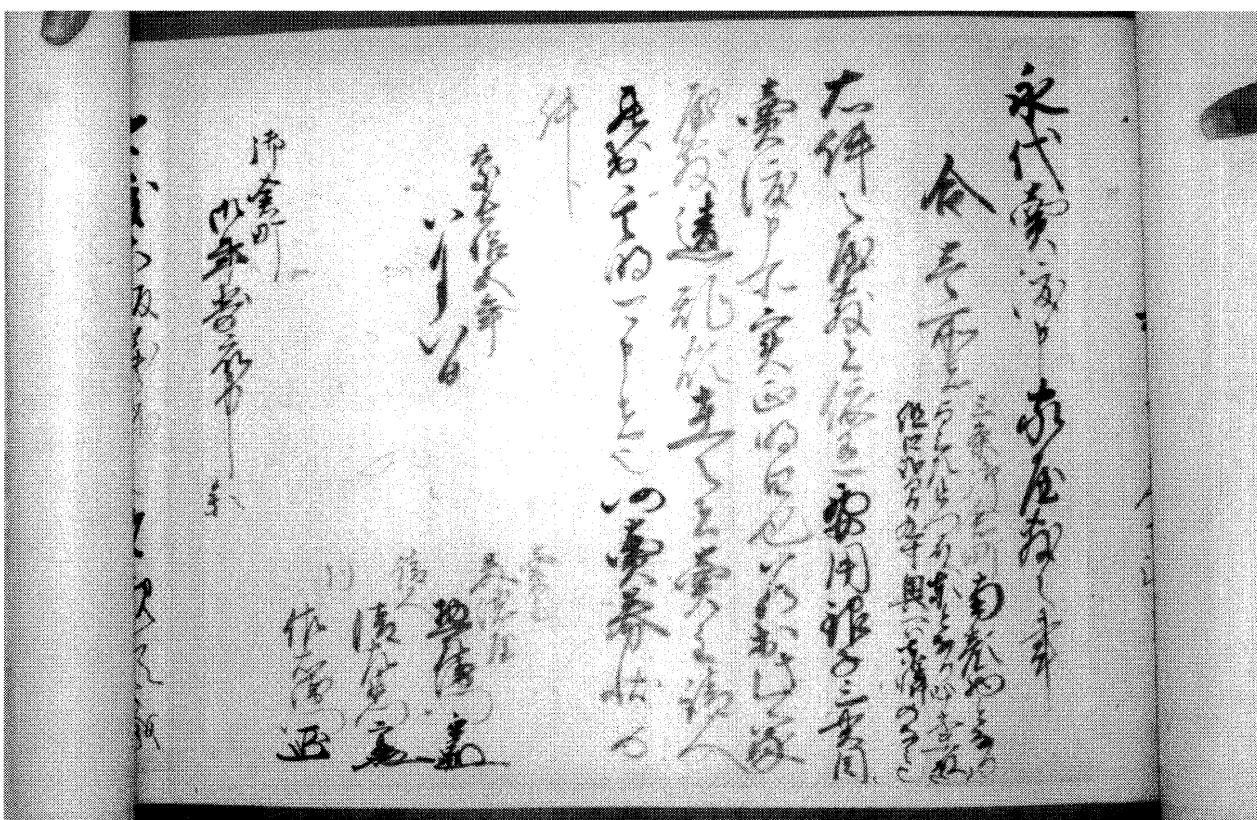


写真7

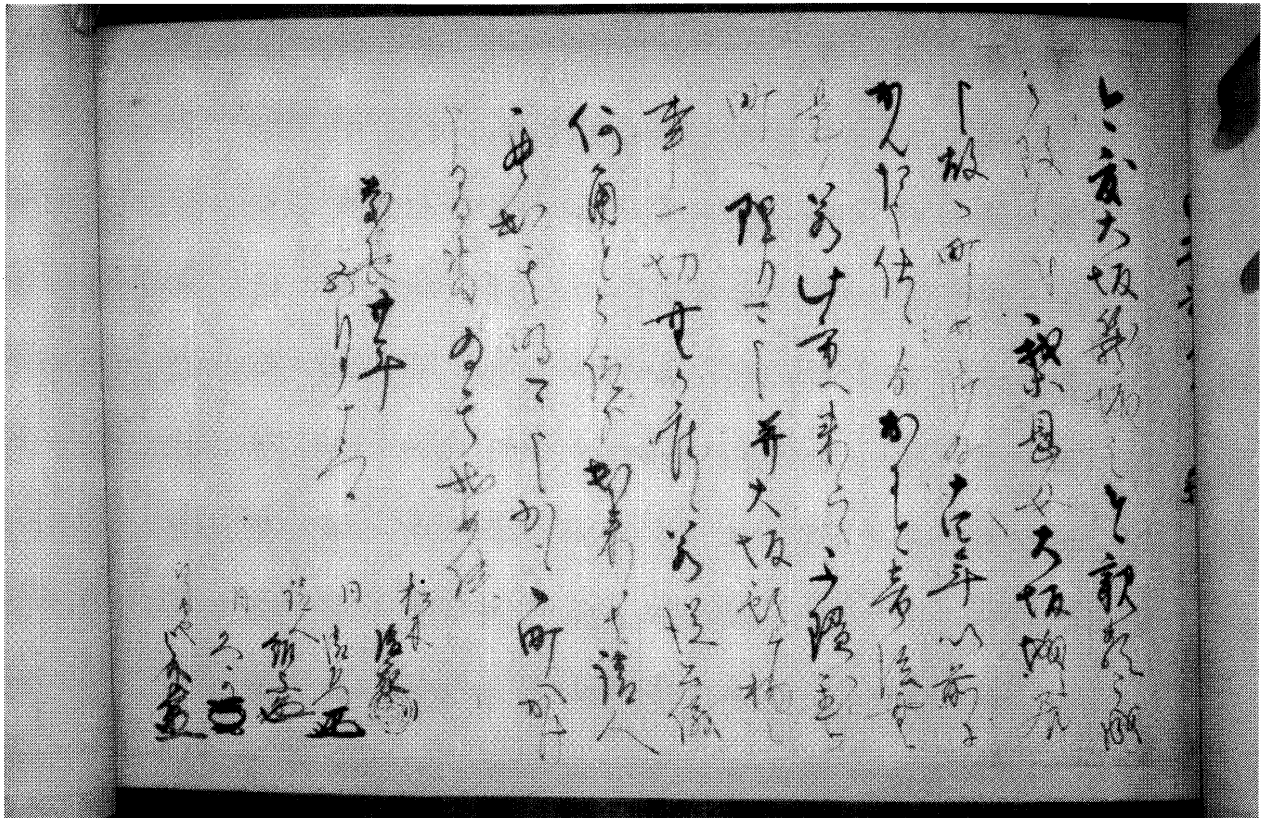


写真8

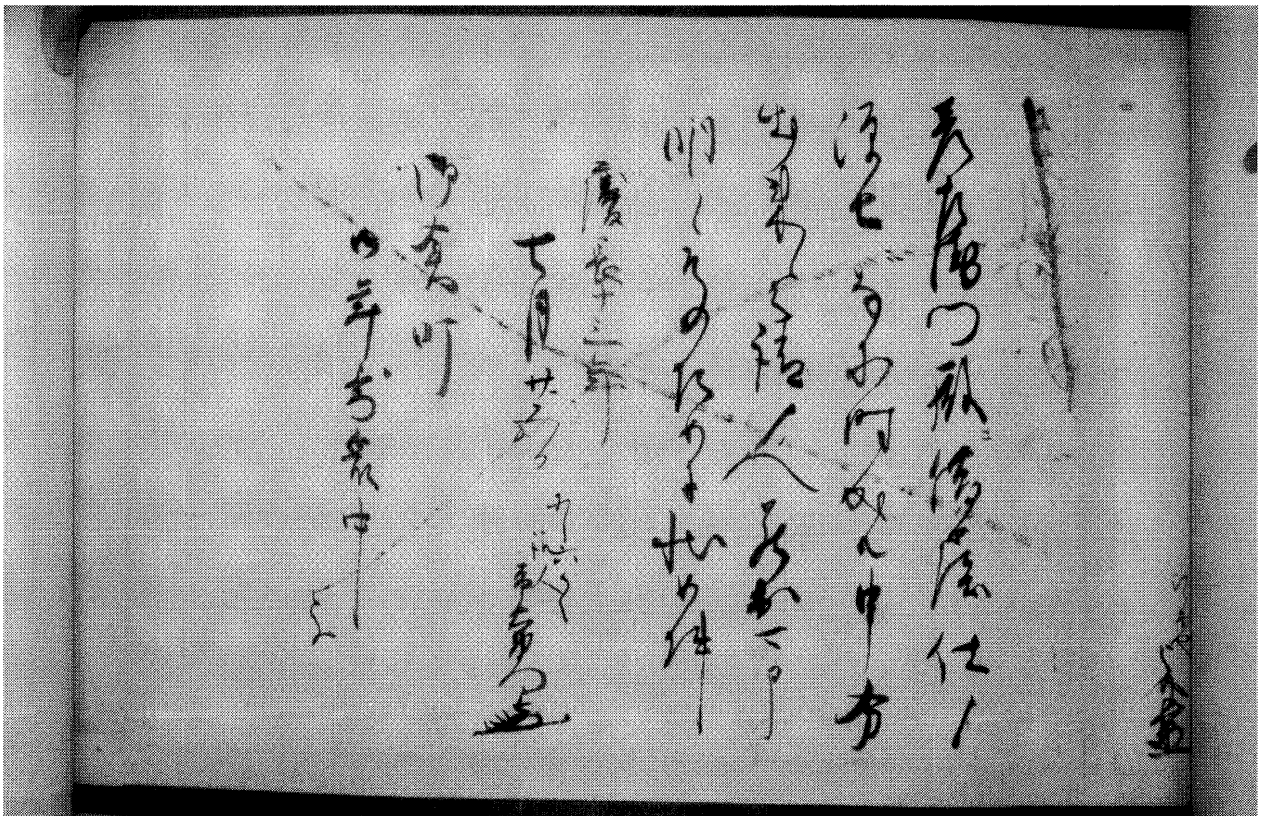


写真9

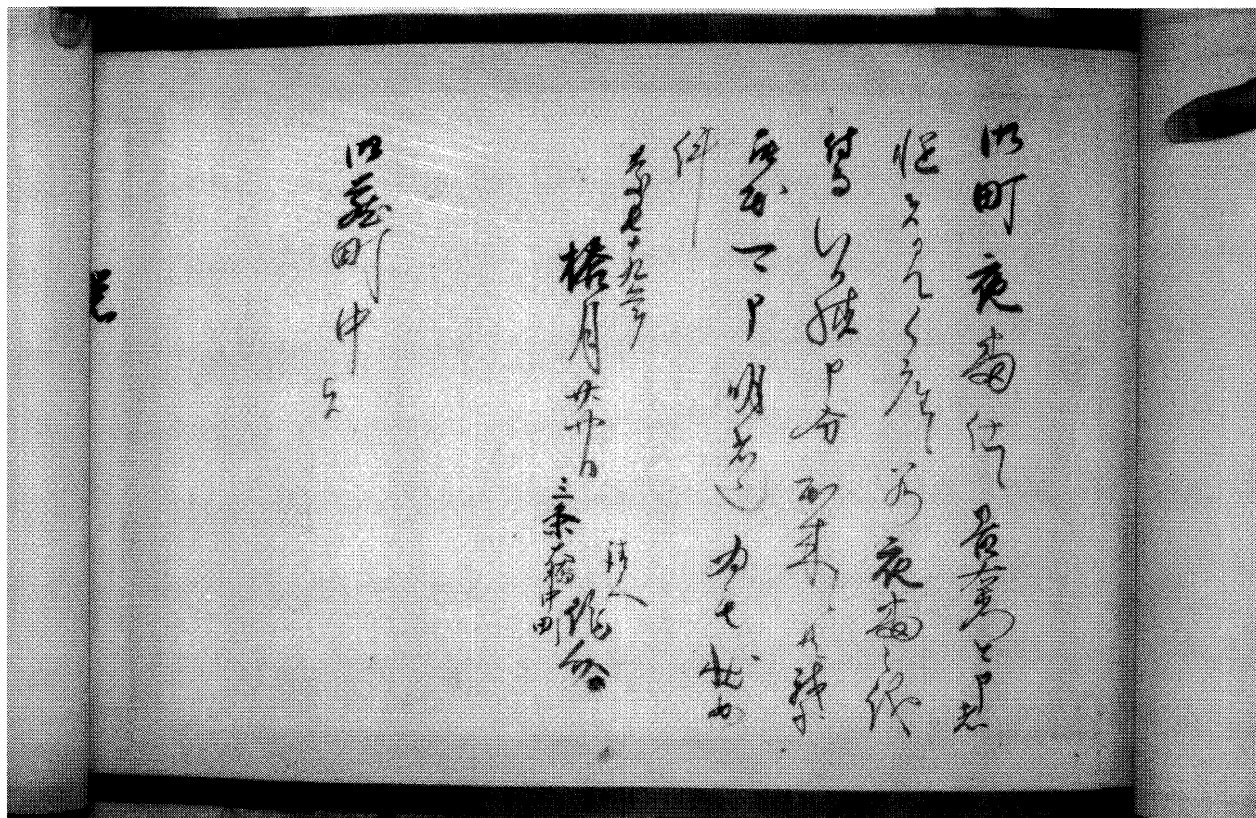
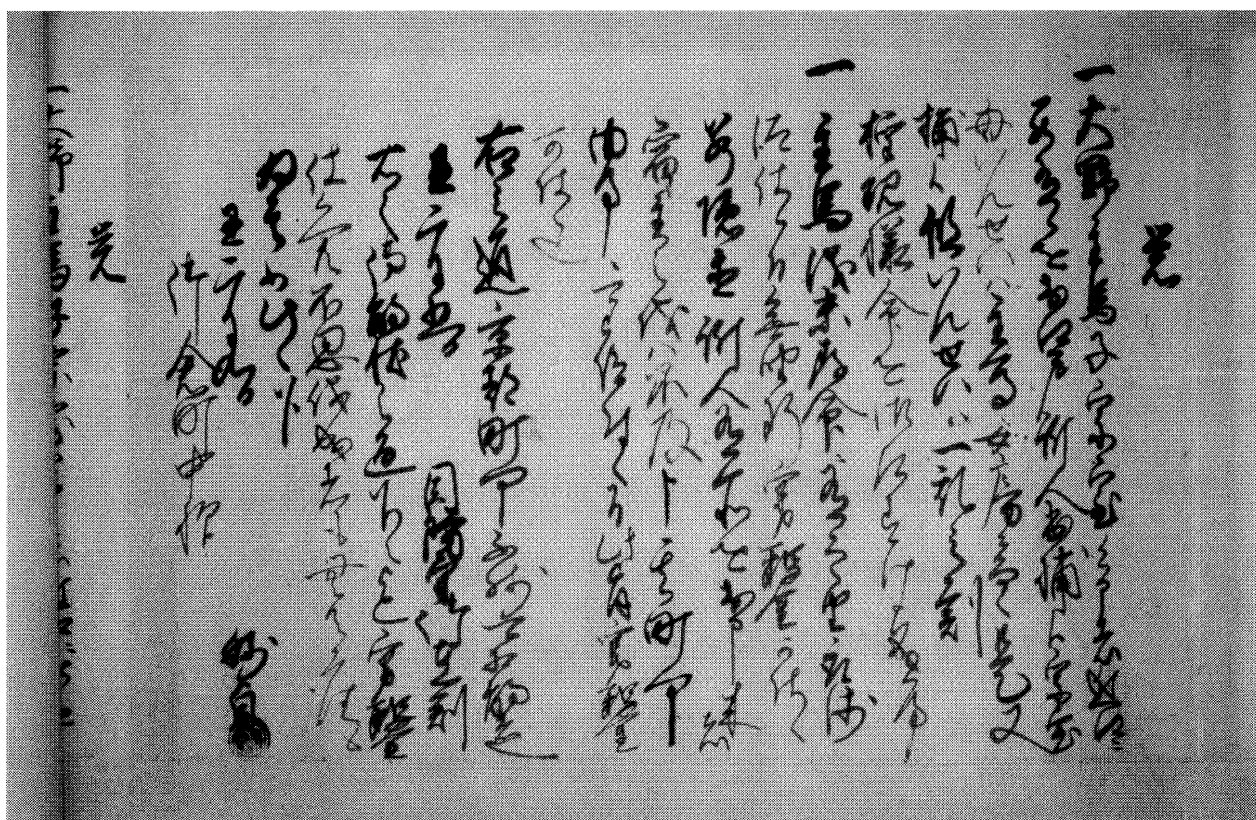


写真10



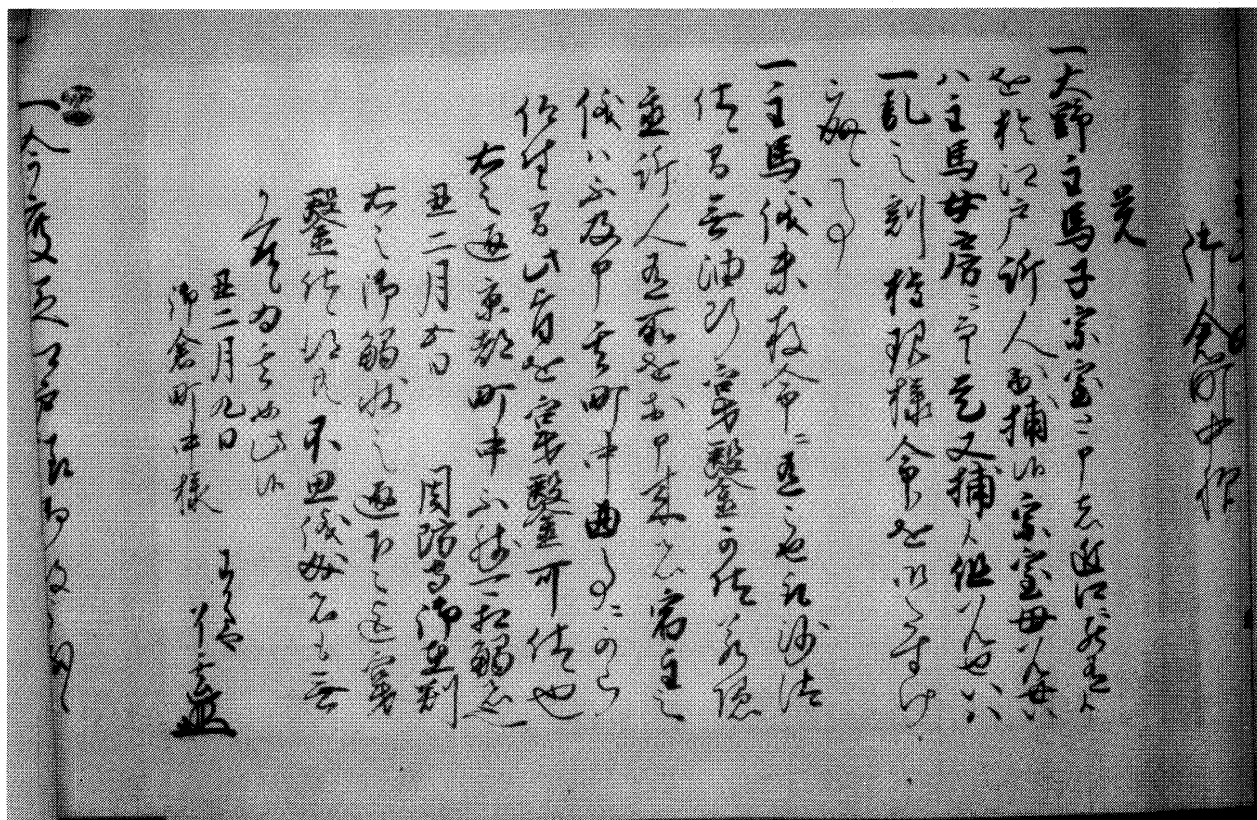


写真12

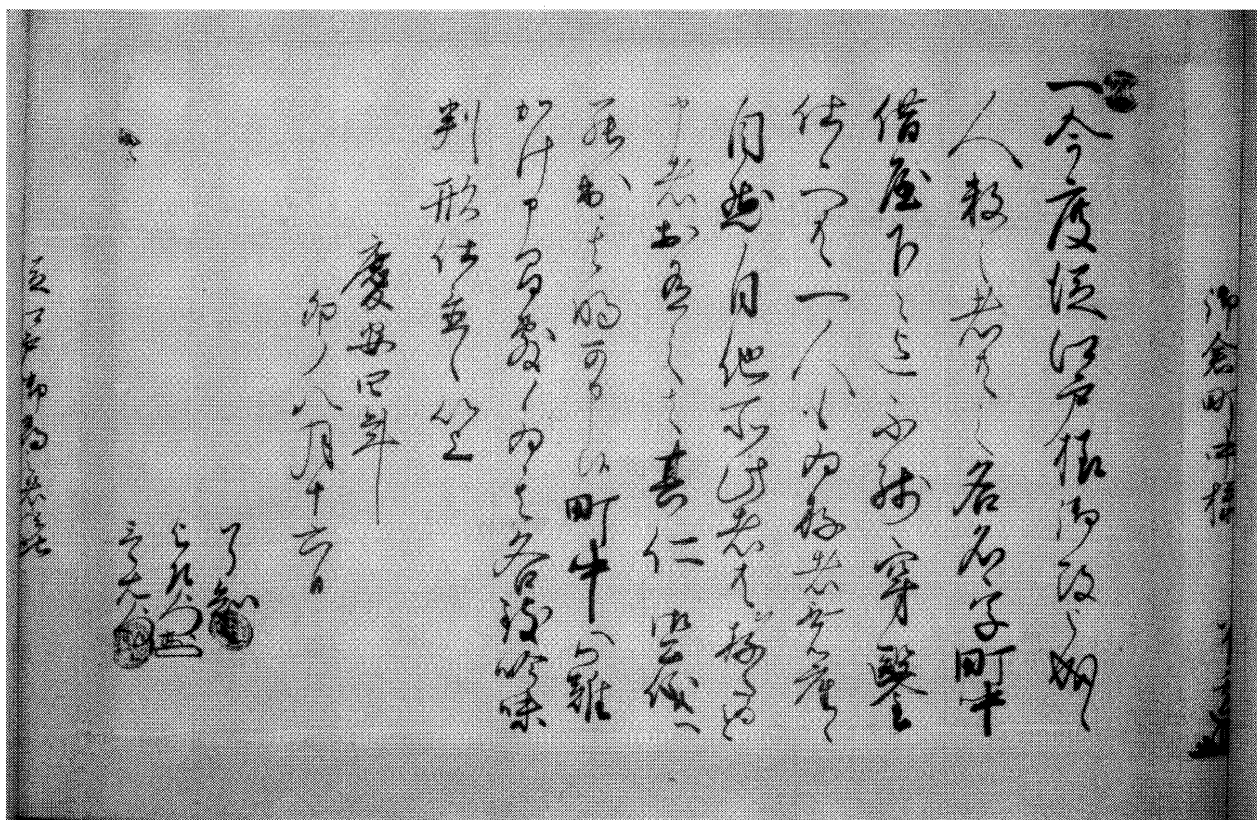
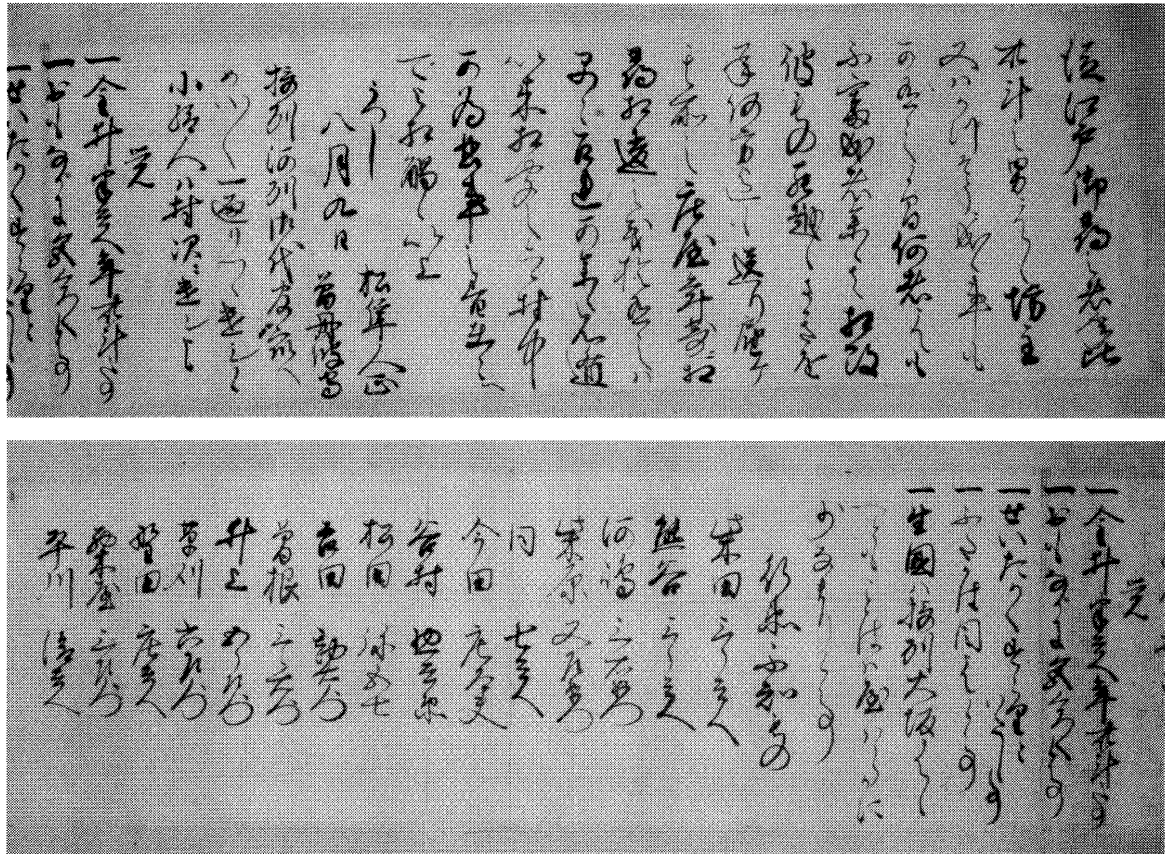


写真13



史料

凡例

- 一、本史料集には、御倉町文書のうち卷子文書一〇点を翻刻した。
- 一、各文書には番号、年月、文書名、体裁備考を付した。番号は原本の順である。
- 一、表記はおおむね慣例に従い、漢字は主として現行の字体に直した。またかなも現行のかなを使用した。左記のかな・合体字は残した。

而(て) 者(は) 方(より)

また現行の漢字体にないものは実際に記された漢字を記した。

一、改行は原本通りとし、句読点は校訂者が施した。

一、校訂者の注記を() あるいは○の後に小活字で記した。

一、原本の写真を添付した。一〇はそれぞれ写真4、13が対応する。

一 天正一九年二月

○ 縦紙

市原浄安後家金子借用証文

かり申れうそく之事

合四貫文者

右請取申処実正也、浄安とふらひ

萬二遣申候、此代我々相すまし不申

候ハ、浄安家屋敷其方へ可相渡

候旨、永代可為御身躰者也、

為後日仍状如件

市原浄安

天正十九年二月十五日 後家きい ○(軸押)

使

儀二(花押)

松木藤左衛門尉殿

参

二 天正二〇年八月

○切紙

松木藤左衛門尉家屋敷替え地証文

浄安之家屋敷之我等かい取申
候へ共、其方之家之かへ二進之候、
為後日如此候、以上

松木藤左衛門尉

天正廿八月一日

景□^(成力)(花押)

松木太郎左衛門尉殿

参

(奥裏側鉛筆書)「二」

三 慶長一五年八月

○豎紙

美濃屋惣左衛門家屋敷売渡し証文

永代売渡申家屋敷之事

合 売所者 三条御倉町南顔西となりハ
与三左衛門尉殿、東となりハ十大夫殿也
但、口式間九寸、奥へハ東隣のなミ也

右件之屋敷者依有要用銀子三貫目二

売渡申所実正明白也、若於此家

屋敷違乱煩在之者売主請人

罷出其明可申者也、仍売券状如
件

売主

慶長拾五年

八月八日

美濃屋

惣左衛門

□□(花押)

請人

清左衛門

二□(花押)

同

佐右衛門(花押)

御倉町

御年寄衆中

参

(奥裏側鉛筆書)「三」

四 慶長二〇年五月

○豎紙

大坂方親類改めにつき請け証文

今度大坂籠城之者親類被成

御改候二付、我等息女大坂城二居

申候故、御町如御存十四年以前に

かんたう仕候ニ於於尔今音信無

是候、若此方へ来候ハ、不隱置御

町へ理り可申候、并大坂預ケ物之

事一切無御座候、若從公儀

何角と被仰分出来候者請人

罷出其明可申候、少も御町へかけ

申間敷候、為其状如件

松木

後家[㊦]

慶長廿年
五月十三日

同

清左衛門(花押)

請人

維^ㇿ与(花押)

同

久可(花押)

ひうかや

与介長(花押)

(奥裏側鉛筆書)「四」

五 慶長一三年七月

借屋請け証文

○堅紙

(端裏書) (取カ)
「よろづ書物之事□」「」
「」

彦左衛門殿ニ借屋仕候
源七二なに時成共申分
出来候者請人罷出可申
明候、そのために状如件

慶長十三年

にし六かく
請人

七月廿五日

市右衛門尉(花押)

御倉町

御年寄衆中

参

○奥やや余白。

○全文抹消。

六 慶長一九年一〇月

夜番人請け証文

○堅紙

御町夜番仕候善右衛門と申者
慥者にて御座候、若夜番之儀
付而いか様申分出来候共、我等
罷出可申明者也、為其状如
件

慶長十九年 請人
拾月廿四日 作介(爪印)

三条大橋中町

御蔵町中

参

○奥やや余白あり。

七 慶安二年二月

大野宗室捕縛につき触書請け証文

○堅紙

覚

一大野主馬子宗室と申者、近江ニ
罷有候を於江戸訴人出捕候、宗室
母いんせいハ主馬女房ニ而候、是又
捕候、但いんせいハ一乱之刻
権現様命を御たすけ被成候事
一主馬儀、未存命ニ有之由取沙
汰仕候付、無油断穿鑿可仕候、
若隱置訴人有所を於申来者、
宿主之儀ハ不及申、其町中
曲事ニ可被仰付候間、此旨穿鑿
可仕候也

右之通京都町中不殘可相触者也

丑二月五日 周防守御在判

右之御触状之通下々迄穿鑿

仕候へ共不思議成者も無御座候、
為其如此候、以上

丑二月九日

妙貞 印

御倉町中様

(奥裏側鉛筆書)「七」

八 慶安二年二月

○堅紙

大野宗室捕縛につき触書請け証文

覚

一大野主馬子宗室と申者、近江ニ罷有候
を於江戸訴人出捕候、宗室母いんせい
ハ主馬女房ニ而候、是又捕候、但いんせいハ
一乱之刻権現様命を御たすけ
被成候事

一主馬儀、未存命ニ有之由取沙汰
仕候間、無油断穿鑿可仕候、若隠
置訴人有所を於申来者、宿主之
儀ハ不及申、其町中曲事ニ可被
仰付候間、此旨を穿鑿可仕候也
右之通京都町中不殘可相触者也

丑二月五日 周防守御在判

右之御触状之通下々迄穿

鑿仕候得共不思議成者も無

御座候、為其如此候

丑二月九日 わかさや

了玄 (花押)

御倉町中様

(奥裏側鉛筆書)「八」

九 慶安四年八月

○堅紙

御尋ね者につき請け証文

㊦ (分銅型印)

一今度從江戸様御改被成候

人数之者共之名字、町中

借屋下々迄不殘穿鑿

仕候へ共一人も為存者無御座候、

自然自他所此者共ヲ存たると

申者於有之者、其仁 御公儀へ

罷出其明可申候、町中へ御難

かけ申間敷候、為其各致吟味

判形仕置候、以上

慶安四年

卯ノ八月十六日

了知 ㊦

与左衛門 (花押)

三郎右衛門 ㊦

○後欠力。

○末尾上ニ分銅型割印アリ。継ぎ目印力。

(奥裏側鉛筆書)「九」

一〇 慶安四年八月

○半切続紙、紙数二枚

御尋ね者につき大坂町奉行触書写

從江戸御尋之者年比

卅斗之男ニて候、坊主

又ハかつそうニ成候事も

可有之候間、何者ニても

不審成者参候者相改、

彼もの罷越候さを

承、何方迄も送り届ケ、

其所之庄屋年寄ニ相

尋、相違之義於有之ハ

早々召連可参候、見遁

以来相聞ヘ候ハ、村中

可為曲事之旨在々ヘ

可被相触候、以上

うつし
八月九日

松 隼人正 (大坂町奉行松平重綱)
曾 丹波守 (同曾我古祐)

撰州河州御代官衆ヘ

めいゝ一通りつゝ遣し候、

小給人ハ村次ニ遣し申候

覚

一金井半兵ヘ年卅斗之事

一おもながに色くろく候事

一せいたかくすりといたし候事

一ふたかは目ニて候事

一生国ハ撰州大坂ニて候

へとも、ことははやはらかに

少なまり候事
行衛不知もの

柴田 三郎兵ヘ

熊谷 三郎兵ヘ

河嶋 三右衛門

柴原 又左衛門

同 七兵ヘ

今田 庄太夫

谷村 惣兵衛

松田 弥五七

吉田 勘右衛門

曾根 三郎右衛門

井上 五郎左衛門

草刈 六左衛門

野田 庄兵ヘ

栗屋 三左衛門

平川 清兵ヘ

(奥裏側鉛筆書)「十」